

[事案 2023-348] 入院給付金支払請求

・令和6年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰痛症により入院したため、平成23年10月に契約した積立保険および平成30年9月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約内容にも、病気やけがで入院した時の保障と記載されている。本入院は、腰痛症により、医師の指示にもとづいたものである。
- (2) 本入院を開始した日は、強い痛みを伴っており、通院が不可能であったことから、主治医に相談して入院することになった。主治医も、入院時には、「推定される入院期間」について「1週間程度」と記載した入院診療計画書を示しており、これは、主治医が入院の必要性を認めている証拠である。
- (3) 実際に、入院中は痛みが続いており、ベッドで過ごすことが多かった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 急性腰痛症の治療は、疼痛緩和を基本とし、投薬治療、温熱パッドの使用やマッサージの実施を行うものであり、通常、通院治療で行われる。ただし、腰痛の原因疾患により、重篤な運動まひや馬尾障がいが出現し、手術による治療が選択される場合や激しい痛みがあり、入院下で神経根ブロック注射等による疼痛緩和を行う必要がある場合などは入院治療が実施されることがある。
- (2) 主治医の「希望がなければ入院をさせていなかった」との回答、独歩にて入院、転倒転落アセスメントシートの危険度を踏まえると、傷病の程度は重篤な運動まひや馬尾障がいが出現する程度のものとは考えにくく、手術の検討も行われていない。
- (3) 実際の入院時の治療は、疼痛の訴えに対し、投薬、湿布、ストレッチのみであり、入院下でなければ実施不可な治療法とは考えられず、疼痛自体も投薬および湿布の処方後は自製内となっていることからすると、本入院は「自宅等での治療が困難なため」という要件を欠いており、約款上の入院には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。